

## 看護師の皆様の就業を支援します

看護師免許を持っているけど、しばらく看護の仕事に携わっていない…

復職したいけど自信がない…

このようなお悩みやご不安を抱えている方はいませんか。



市では、看護師確保のため、岐阜県ナースセンターが実施する看護師などの免許をお持ちの方を対象に、無料の職業紹介や復職に向けた研修などの就業支援事業に対し協力しています。免許をもちながらも看護に携わっていない方、子育てなどで看護の仕事にブランクがある方などに、専門の相談員が相談に応じます。

なお、平成27年10月1日から「看護師等の人材確保の促進に関する法律」が改正され、看

護師免許をもちながら看護師などの仕事に就いていない方は、岐阜県ナースセンターに届け出ることになりました。まだ届出していない方は届出をお願いします。就業支援や届出について詳しくはお気軽にご相談ください。

### 申込・問合せ先

岐阜県ナースセンター  
(岐阜市数田南5ふれあい福祉会館内)  
☎0508-277-1010  
<http://www.gifu-nc.jp/index.html>  
医療課 ☎35-3177

## 特定不妊治療支援利子補給金

### 平成28年4月から 助成対象範囲が変わります

特定不妊治療を目的とした融資をご利用になる際に、3年間、利子を全額補給します。

また、平成28年4月からは、助成を受ける妻の方の年齢が43歳未満の方になります。



融資を希望される方は健康推進課までお気軽にご相談ください。

申込 健康推進課  
問合せ先 ☎35-3160  
広報ID 1000629

## 特定不妊治療を受けられている方へ 岐阜県特定不妊治療費 助成金の申請はお早めに

今年度の岐阜県の特定不妊治療費助成金の申請期限は3月31日(木)です。

必ず期限までに特定不妊治療費助成金の申請をしてください。この期限を過ぎると、助成を受けることができません。

ただし、特別な事情が認められるなど、やむを得ない場合については3

月31日(木)までに飛騨保健所へご連絡ください。助成対象と認められる方は必要書類を4月15日(金)まで延長して受け付けます。

### やむを得ない場合とは

- 医師による受診等証明書が不足する場合
- 3月下旬治療終了のため提出に時間的余裕がない場合
- 治療終了日が3月30日または31日である場合
- 体調不良により年度末までに書類が提出できない場合 ほか

※いずれの場合も3月31日(木)までにご連絡ください。

## 乳幼児を保育する(預かる)事業を行う皆様へ

### —都道府県知事などへの届出義務が変更—

施設や認可外の訪問型保育事業(いわゆるベビーシッター事業)を行う場合に届出が必要でしたが、平成28年4月1日からは1日に保育する乳幼児の人数が1人の場合でも届出が必要になります。

#### ●届出対象となる1日に保育する乳幼児の人数

【改正前】6人以上 → 【改正後】1人以上

#### ●届出先(すでに受付中です)

- ▶ 個人のベビーシッター → お住いの都道府県へ
- ▶ ベビーシッター事業者 → 事業所が所在する都道府県へ

※子どもの預かりサービスのマッチングサイトを活用して事業を実施している方は、すでに届出をしても、マッチングサイトのURLを届出する必要があります。

#### ●研修の受講状況も届出事項です

保護者の皆様が安心して子どもを預けられるように、積極的に研修を受講して、保育従事者の質の向上に努めましょう。研修受講についても届出先の都道府県にご相談ください。

問合せ先 飛騨県事務所福祉課 ☎33-1111(内線273)